

議案第21号

磐田市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

磐田市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のように制定するものとする。

令和5年2月15日提出

磐田市長 草地博昭

磐田市手数料条例の一部を改正する条例

磐田市手数料条例（平成17年磐田市条例第67号）の一部を次のように改正する。

別表都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画に係る認定の申請の項中

適合証明を添付しない場合	37,000円
--------------	---------

を

適合証明を添付しない場合	都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号の経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める基準のうち市長が別に定めるもの（以下この部及び次の部において単に「市長が定める基準」という。）による審査にあつては18,000円、その他の基準による審査にあつては37,000円
--------------	--

に、

適合証明を添付しない場合	申請戸数が1戸のもの 市長が定める基
--------------	-----------------------

適合証明を添付しない場合	申請戸数が1戸のもの 37,000円
	申請戸数が2戸以上5戸以下のもの 75,000円
	申請戸数が6戸以上10戸以下のもの 106,000円
	申請戸数が11戸以上のもの 150,000円

を

準による審査にあっては18,000円、その他の基準による審査にあっては37,000円

申請戸数が2戸以上5戸以下のもの
市長が定める基準による審査にあっては35,000円、その他の基準による審査にあっては75,000円

に、

申請戸数が6戸以上10戸以下のもの
市長が定める基準による審査にあっては51,000円、その他の基準による審査にあっては106,000円

申請戸数が11戸以上のもの
市長が定める

基準による審査 にあつては7 5,000円、 その他の基準に よる審査にあつ ては150,0 00円
--

適合 証明 を添 付し ない 場合	都市の低 炭素化の 促進に関 する法律 第54条 第1項第 1号の経 済産業大 臣、国土 交通大臣 及び環境 大臣が定 める基準 のうち市 長が別に 定めるも の（以下 この部及 び次の部 において 単に「市 長が定め	床面積の合 計が300 平方メー トル以下の もの 246,0 00円
		床面積の合 計が300 平方メー トルを超える もの 309,0 00円

適合証明を添 付しない場合	床面積の合計が 300平方メー トル以下のもの 市長が定める基 準による審査に あつては94, 000円、その 他の基準による 審査にあつては 246,000 円
	床面積の合計が 300平方メー

を

に、

	る基準」とい う。)による審査 を行う場合	
	市長が定める基準 以外の基準による 審査を行う場合	床面積の合計が300 平方メートル以下のもの 94,000円
		床面積の合計が300 平方メートルを超えるもの 120,000円

	トルを超えるもの 市長が定める基準による審査にあつては120,000円、その他の基準による審査にあつては309,000円
--	---

適合証明を添付しない場合	市長が定める基準による審査を行う場合	床面積の合計が300平方メートル以下のもの 246,000円
		床面積の合

適合証明を添付しない場合	床面積の合計が300平方メートル以下のもの市長が定める基準による審査にあつては94,
--------------	--

		計が 300 平方メートルを超える もの 309,000円	を		000円、その 他の基準による 審査にあつては 246,000 円	に
	市長が定 める基準 以外の基 準による 審査を行 う場合	床面積の合 計が 300 平方メー トル以下のも の 94,000円			床面積の合計が 300平方メー トルを超えるも の 市長が定める基 準による審査に あつては12 0,000円、 その他の基準に よる審査にあつ ては309,000円	
		床面積の合 計が 300 平方メー トルを超える もの 120,000円				

改め、同表都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づ
く低炭素建築物新築等計画変更に係る認定の申請の項中

			を			に、
	適合証明を添 付しない場合	19,000円			適合証明を添 付しない場合	

	9, 000円
--	---------

適合証明を添付しない場合	申請戸数が1戸のもの 19,000円
	申請戸数が2戸以上5戸以下のもの 38,000円
	申請戸数が6戸以上10戸以下のもの 55,000円
	申請戸数が11戸以上のもの 78,000円

適合証明を添付しない場合	申請戸数が1戸のもの 市長が定める基準による審査にあつては9,000円、その他の基準による審査にあつては19,000円
	申請戸数が2戸以上5戸以下のもの 市長が定める基準による審査にあつては18,000円、その他の基準による審査にあつては38,000円
	申請戸数が6戸以上10戸以下のもの 市長が定める基準による審査にあつては27,000円、その他の基準による

を

に、

	円
--	---

審査にあつては 55,000円
申請戸数が11 戸以上のもの 市長が定める基 準による審査に あつては40, 000円、その 他の基準による 審査にあつては 78,000円

適合 証明 を添 付し ない 場合	市長が定 める基準 による審 査を行う 場合	床面積の合 計が300 平方メー トル以下のも の 124,0 00円
		床面積の合 計が300 平方メー トルを超える もの 156,0 00円
	市長が定 める基準 以外の基	床面積の合 計が300 平方メー

適合証明を添 付しない場合	床面積の合計が 300平方メー トル以下のもの 市長が定める基 準による審査に あつては48, 000円、その 他の基準による 審査にあつては 124,000 円
	床面積の合計が 300平方メー トルを超えるもの

を

に

準による 審査を行 う場合	ル以下のもの	48,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	61,000円

市長が定める基準による審査にあつては61,000円、その他の基準による審査にあつては156,000円
--

改め、同表建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画に係る認定の申請の項中

適合証明を添付しない場合	37,000円
--------------	---------

を

適合証明を添付しない場合	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項第1号に規定する建築物エネルギー消費性能誘導基準のうち市長が別に定めるもの（以下この部及び次の部において単に「市長が定める基準」という。）による審
--------------	--

に、

	査にあつては1 8, 000円、 その他の基準に よる審査にあつ ては37, 00 0円
--	---

適合証明を添 付しない場合	申請戸数が1戸 のもの 市長が定める基 準による審査に あつては18, 000円、その 他の基準による 審査にあつては 37, 000円
	申請戸数が2戸 以上5戸以下の のもの 市長が定める基 準による審査に あつては35, 000円、その 他の基準による 審査にあつては 75, 000円
	申請戸数が6戸 以上10戸以下 のもの

適合証明を添 付しない場合	申請戸数が1戸 のもの 37, 000 円
	申請戸数が2戸 以上5戸以下の のもの 75, 000 円
	申請戸数が6戸 以上10戸以下

を

に、

	のもの 106,000円
	申請戸数が11戸以上のもの 150,000円

	市長が定める基準による審査にあつては51,000円、その他の基準による審査にあつては106,000円
	申請戸数が11戸以上のもの 市長が定める基準による審査にあつては75,000円、その他の基準による審査にあつては150,000円

適合証明を添付しない場合	省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に規定する基準による審査を行う場合	床面積の合計が300平方メートル以下のもの 246,000円
		床面積の合計が300平方メートル

適合証明を添付しない場合	床面積の合計が300平方メートル以下のもの 市長が定める基準による審査にあつては94,000円、その他の基準による
--------------	--

		ルを超えるもの 309,000円		審査にあつては 246,000円
	省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による審査を行う場合	床面積の合計が300平方メートル以下のもの 94,000円	を	に
		床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 120,000円		

改め、同表建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画変更に係る認定の申請の項中

適合証明を添付しない場合	19,000円	を	適合証明を添付しない場合	市長が定める基準による審査にあつては9,000円、その他の基準による審査にあつては19,000円	に、
--------------	---------	---	--------------	--	----

適合証明を添付しない場合	申請戸数が1戸のもの 19,000円
	申請戸数が2戸以上5戸以下のもの 38,000円
	申請戸数が6戸以上10戸以下のもの 55,000円
	申請戸数が11戸以上のもの 78,000円

を

適合証明を添付しない場合	申請戸数が1戸のもの 市長が定める基準による審査にあつては9,000円、その他の基準による審査にあつては19,000円
	申請戸数が2戸以上5戸以下のもの 市長が定める基準による審査にあつては18,000円、その他の基準による審査にあつては38,000円
	申請戸数が6戸以上10戸以下のもの 市長が定める基準による審査にあつては27,000円、その他の基準による審査にあつては55,000円

に、

申請戸数が11戸以上のもの 市長が定める基準による審査にあっては40,000円、その他の基準による審査にあっては78,000円
--

適合証明を添付しない場合	省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に規定する基準による審査を行う場合	床面積の合計が300平方メートル以下のもの 124,000円
		床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 156,000円
	省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に規定する	床面積の合計が300平方メートル以下のもの

適合証明を添付しない場合	床面積の合計が300平方メートル以下のもの 市長が定める基準による審査にあっては48,000円、その他の基準による審査にあっては124,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 市長が定める基準による審査に

を

に

基準による審査を行う場合	48,000円	あつては61,000円、その他の基準による審査にあつては156,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 61,000円	

改め、同表建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能に係る認定の申請の項中

適合証明を添付しない場合	省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に規定する基準による審査を行う場合	37,000円	適合証明を添付しない場合	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準及び同法第35条第1項第1号に規定する建築物エネルギー消費性能誘導基準のうち市長が別に定めるもの (以下この部において単に「市長が定める基
	省令第1条第1項第2号イ(2)及び(3)並びにロ(2)及び(3)	18,000円		

に規定する基準による審査を行う場合	
-------------------	--

準」という。)による審査にあつては18,000円、その他の基準による審査にあつては37,000円
--

適合証明を添付しない場合	省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に規定する基準による審査を行う場合	申請戸数が1戸のもの 37,000円
		申請戸数が2戸以上5戸以下のもの 75,000円
		申請戸数が6戸以上10戸以下のもの 106,000円
		申請戸数が11戸以上のもの 150,000円

適合証明を添付しない場合	申請戸数が1戸のもの 市長が定める基準による審査にあつては18,000円、その他の基準による審査にあつては37,000円
	申請戸数が2戸以上5戸以下のもの 市長が定める基準による審査にあつては35,000円、その他の基準による審査にあつては75,000円
	申請戸数が6戸
	に

を

に

省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による審査を行う場合	申請戸数が1戸のもの	18,000円	以上10戸以下のもの 市長が定める基準による審査にあつては51,000円、その他の基準による審査にあつては106,000円
	申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	35,000円	
	申請戸数が6戸以上10戸以下のもの	51,000円	
	申請戸数が11戸以上のもの	75,000円	申請戸数が11戸以上のもの 市長が定める基準による審査にあつては75,000円、その他の基準による審査にあつては150,000円

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

磐田市手数料条例新旧対照表

現行					改正案				
別表（第2条関係）					別表（第2条関係）				
手数料を徴収する事項			金額 (1件につき)	算定区分	手数料を徴収する事項			金額 (1件につき)	算定区分
略					略				
都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律	一戸建ての住宅（人の居住の用途以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下この部及び次の部において同じ。）	適合証明（市長が定める機関が交付した都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号に掲げる基準に適合することを証する書面。以下この部において同じ。）を添付する場合	5,000円	都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定により申し出る場合は、建築基準法第6条第1項の規定に基づく建築物の建築等に関する確認の申請又は同法第18条第2項の規定に基づく建築物の建築等に関する計画の通知の手数料を左欄の額に加算する。	都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律	一戸建ての住宅（人の居住の用途以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下この部及び次の部において同じ。）	適合証明（市長が定める機関が交付した都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号に掲げる基準に適合することを証する書面。以下この部において同じ。）を添付する場合	5,000円	都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定により申し出る場合は、建築基準法第6条第1項の規定に基づく建築物の建築等に関する確認の申請又は同法第18条第2項の規定に基づく建築物の建築等に関する計画の通知の手数料を左欄の額に加算する。
		適合証明を添付しない場合	37,000円				都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号の経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定		

現行					改正案					
第84号) 第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画に	共同住宅等（共用廊下、階段その他の一	住戸部分（人の居住に供する部分（共用廊下、階段その他	適合証明を添付する場合			共同住宅等（共用廊下、階段その他の一	住戸部分（人の居住に供する部分（共用廊下、階段その他	適合証明を添付する場合	める基準のうち市長が別に定めるもの（以下この部及び次の部において単に「市長が定める基準」という。）による審査にあつては18,000円、その他の基準による審査にあつては37,000円	
				申請に係る戸数（以下この部及び次の部において「申請戸数」という。）が1戸のもの	5,000円				申請に係る戸数（以下この部及び次の部において「申請戸数」という。）が1戸のもの	5,000円
				申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	10,000円				申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	10,000円
				申請戸数が6戸以上10戸以下のもの	17,000円				申請戸数が6戸以上10戸以下のもの	17,000円
				申請戸数が11戸以上のもの	29,000円				申請戸数が11戸以上のもの	29,000円

現行					改正案						
係る認定の申請	戸建ての住宅以外の住宅をいう。次の部において同じ。)	用部分認めるもの（以下この部及び次の部において「共用部分」という。この部及び次の部	適合証明を添付しない場合	申請戸数が1戸のもの	37,000円	係る認定の申請	戸建ての住宅以外の住宅をいう。次の部において同じ。)	用部分認めるもの（以下この部及び次の部	適合証明を添付しない場合	申請戸数が1戸のもの	市長が定める基準による審査にあつては18,000円、その他の基準による審査にあつては37,000円
				申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	75,000円					申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	市長が定める基準による審査にあつては35,000円、その他の基準による審査にあつては75,000円
				申請戸数が6戸以上10戸以下のもの	106,000円					申請戸数が6戸以上10戸以下のもの	市長が定める基準による審査にあつては51,000円、その他の基準による審査にあつては106,000円
				申請戸数が11戸以上のもの	150,000円					申請戸数が11戸以上のもの	市長が定める基準

現行				改正案			
		において同じ。) 共用部分 非住宅部分（住戸部分及び共用部分以外の部分をいう。次の部において同じ。)			において同じ。) 共用部分 非住宅部分（住戸部分及び共用部分以外の部分をいう。次の部において同じ。)		による審査にあつては75,000円、その他の基準による審査にあつては150,000円
			適合証明を添付する場合	10,000円		適合証明を添付する場合	10,000円
			適合証明を添付しない場合	118,000円		適合証明を添付しない場合	118,000円
			適合証明を添付する場合 床面積の合計が300平方メートル以下のもの	10,000円		適合証明を添付する場合 床面積の合計が300平方メートル以下のもの	10,000円
			適合証明を添付する場合 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	17,000円		適合証明を添付する場合 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	17,000円
			適合証明を添付しない 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号の経済産業	床面積の合計が300平方メートル以下のもの 246,000円		適合証明を添付しない場合	床面積の合計が300平方メートル以下のもの 市長が定める基準による審査にあつては94,000円、その他の基準による審査にあつては246,000円 床面積の合計が

現行					改正案						
)	場 合	大臣、 国土交 通大臣 及び環 境大臣 が定め る基準 のうち 市長が 別に定 めるも の(以 下この 部及び 次の部 におい て単に 「市長 が定め る基 準」と い う。) による 審査を 行う場 合	300平方メートル を超えるもの 309,000円)	300平方メートル を超えるもの 市長が定める基準 による審査にあっ ては120,000円、 その他の基準によ る審査にあつては 309,000円	
				市長が 定める	床面積の合計が 300平方メートル						

現行					改正案				
			基準以外の基準による審査を行う場合	以下のもの 94,000円 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 120,000円					
その他の建築物	適合証明を添付する場合			床面積の合計が300平方メートル以下のもの 10,000円	その他の建築物	適合証明を添付する場合		床面積の合計が300平方メートル以下のもの 10,000円	
				床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 17,000円				床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 17,000円	
				適合証明を添付しない場合				市長が定める基準による審査を行う場合	
				床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 309,000円					床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 市長が定める基準による審査に

現行				改正案						
第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画変更に係			以下この部において同じ。)を添付する場合				以下この部において同じ。)を添付する場合			
			適合証明を添付しない場合	19,000円			適合証明を添付しない場合	市長が定める基準による審査にあつては9,000円、その他の基準による審査にあつては19,000円		
	共同住宅等	住戸部分	適合証明を添付する場合	申請戸数が1戸のもの	3,000円	共同住宅等	住戸部分	適合証明を添付する場合	申請戸数が1戸のもの	3,000円
				申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	6,000円				申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	6,000円
				申請戸数が6戸以上10戸以下のもの	10,000円				申請戸数が6戸以上10戸以下のもの	10,000円
申請戸数が11戸以上のもの				17,000円	申請戸数が11戸以上のもの				17,000円	
		適合証明を添付しない場合	申請戸数が1戸のもの 19,000円			適合証明を添付しない場合	申請戸数が1戸のもの 市長が定める基準による審査にあつ			

現行				改正案				
	共用部分	適合証明を添付する場合		6,000円	共用部分	適合証明を添付する場合		78,000円
		適合証明を添付しない場合		60,000円		適合証明を添付しない場合		60,000円
	非住宅部分	適合証明を添付する場合		床面積の合計が300平方メートル以下のもの	非住宅部分	適合証明を添付する場合		床面積の合計が300平方メートル以下のもの
				6,000円				6,000円
		床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	10,000円	床面積の合計が300平方メートルを超えるもの		10,000円		
	適合証明を添付しない場合	市長が定める基準による審査を行う場合	床面積の合計が300平方メートル以下のもの	124,000円	適合証明を添付しない場合	床面積の合計が300平方メートル以下のもの 市長が定める基準による審査にあつては48,000円、その他の基準による審査にあつては124,000円		
床面積の合計が300平方メートルを超えるもの			156,000円	床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 市長が定める基準				

現行					改正案					
		しない場合								
			床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 156,000円					準による審査にあっては124,000円 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 市長が定める基準による審査にあっては61,000円、その他の基準による審査にあっては156,000円		
			市長が定める基準以外の基準による審査を行う場合	床面積の合計が300平方メートル以下のもの 48,000円 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 61,000円						
略					略					
建築物のエネルギー	一戸建ての住宅（人の居住の用途以外の用途に供する部分を有	適合証明（市長が定める機関が交付した建築物のエネルギー消費性能の向上	5,000円	1 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第2項の規定により申し出る場合は、建築基準法第6条第1項の規	建築物のエネルギー	一戸建ての住宅（人の居住の用途以外の用途に供する部分を有	適合証明（市長が定める機関が交付した建築物のエネルギー消費性能の向上	5,000円	1 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第2項の規定により申し出る場合は、建築基準法第6条第1項の規	

現行					改正案				
ギ ー 消 費 性 能 の 向 上 に 関 す る 法 律 第 34 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ く 建	し な い も の に 限 る 。以下この部、 次の部及び次の次 の部において同 じ。)	に 関 す る 法 律 第 35 条 第 1 項 第 1 号 に 掲 げ る 基 準 に 適 合 す る こ と を 証 す る 書 面 。以下この部 において同じ。)を添 付する場合		定 に 基 づ く 建 築 物 の 建 築 等 に 関 す る 確 認 の 申 請 又 は 同 法 第 18 条 第 2 項 の 規 定 に 基 づ く 建 築 物 の 建 築 等 に 関 す る 計 画 の 通 知 の 手 数 料 を 左 欄 の 額 に 加 算 す る。 2 建築物のエネル ギー消費性能の向 上に関する法律第 34条第3項各号に 掲げる事項を記載 する場合における 手数料の額は、申 請に係るそれぞれ の建築物の左欄に 掲げる金額を合算 した額とする。	ギ ー 消 費 性 能 の 向 上 に 関 す る 法 律 第 34 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ く 建	し な い も の に 限 る 。以下この部、 次の部及び次の次 の部において同 じ。)	に 関 す る 法 律 第 35 条 第 1 項 第 1 号 に 掲 げ る 基 準 に 適 合 す る こ と を 証 す る 書 面 。以下この部 において同じ。)を添 付する場合		定 に 基 づ く 建 築 物 の 建 築 等 に 関 す る 確 認 の 申 請 又 は 同 法 第 18 条 第 2 項 の 規 定 に 基 づ く 建 築 物 の 建 築 等 に 関 す る 計 画 の 通 知 の 手 数 料 を 左 欄 の 額 に 加 算 す る。 2 建築物のエネル ギー消費性能の向 上に関する法律第 34条第3項各号に 掲げる事項を記載 する場合における 手数料の額は、申 請に係るそれぞれ の建築物の左欄に 掲げる金額を合算 した額とする。
		適 合 証 明 を 添 付 し な い 場 合	37,000円				適 合 証 明 を 添 付 し な い 場 合	<u>建築物のエネルギ ー消費性能の向上 に関する法律第35 条第1項第1号に 規定する建築物エ ネルギー消費性能 誘導基準のうち市 長が別に定めるも の（以下この部及 び次の部において 単に「市長が定め る基準」とい う。）による審査 にあつては18,000 円、その他の基準 による審査にあつ ては37,000円</u>	
共	住戸	適 合 証 明 を	申 請 に 係 る 戸 数	共	住戸	適 合 証 明 を	申 請 に 係 る 戸 数		

現行					改正案				
建築物エネルギー消費性能向上計画に係る認定の申請	同住宅等（共用住宅、長屋その他の市が共用部分と認めるもの（以下の部、	部分（人の居住に供する部分（共用廊下、用段その他の市長が共用部分と認めるもの	添付する場合	（以下の部、次の部及び次の部において「申請戸数」という。）が1戸のもの 5,000円	建築物エネルギー消費性能向上計画に係る認定の申請	同住宅等（共用住宅、長屋その他の市が共用部分と認めるもの（以下の部、	部分（人の居住に供する部分（共用廊下、用段その他の市長が共用部分と認めるもの	添付する場合	（以下の部、次の部及び次の部において「申請戸数」という。）が1戸のもの 5,000円
				申請戸数が2戸以上5戸以下のもの 10,000円					申請戸数が2戸以上5戸以下のもの 10,000円
				申請戸数が6戸以上10戸以下のもの 17,000円					申請戸数が6戸以上10戸以下のもの 17,000円
				申請戸数が11戸以上のもの 29,000円					申請戸数が11戸以上のもの 29,000円
			適合証明を添付しない場合	申請戸数が1戸のもの 37,000円				適合証明を添付しない場合	申請戸数が1戸のもの <u>市長が定める基準による審査にあつては18,000円、その他の基準による審査にあつては37,000円</u>

現行				改正案			
住宅をいう。次の部及び次の部において「共用部分」という。以下この部、及び次の部において同	次の部及び次の部において「共用部分」という。以下この部、及び次の部において同	申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	75,000円	住宅をいう。次の部及び次の部において「共用部分」という。以下この部、及び次の部において同	次の部及び次の部において「共用部分」という。以下この部、及び次の部において同	申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	市長が定める基準による審査にあつては35,000円、その他の基準による審査にあつては75,000円
		申請戸数が6戸以上10戸以下のもの	106,000円			申請戸数が6戸以上10戸以下のもの	市長が定める基準による審査にあつては51,000円、その他の基準による審査にあつては106,000円
		申請戸数が11戸以上のもの	150,000円			申請戸数が11戸以上のもの	市長が定める基準による審査にあつては75,000円、その他の基準による審査にあつては150,000円

現行				改正案				
	じ。)	共用部分	適合証明を添付する場合	10,000円	じ。)	共用部分	適合証明を添付する場合	10,000円
			適合証明を添付しない場合	118,000円			適合証明を添付しない場合	118,000円
	非住宅部分 (住戸部分及び共用部分以外の部分をいう。次の部及び次の部において	適合証明を添付する場合	床面積の合計が300平方メートル以下のもの	10,000円	非住宅部分 (住戸部分及び共用部分以外の部分をいう。次の部及び次の部において	適合証明を添付する場合	床面積の合計が300平方メートル以下のもの	10,000円
			床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	17,000円			床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	17,000円
		適合証明を添付しない場合	省令第10条第1号イ及びロ(1)に規定する基準による審査を行う場合	床面積の合計が300平方メートル以下のもの	246,000円	適合証明を添付しない場合	床面積の合計が300平方メートル以下のもの	市長が定める基準による審査にあつては94,000円、その他の基準による審査にあつては246,000円
			床面積の合計が300平方メートルを超えるもの		床面積の合計が300平方メートルを超えるもの			

現行					改正案					
		同じ。)		<u>309,000円</u> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>				同じ。)		<u>市長が定める基準による審査にあつては120,000円、その他の基準による審査にあつては309,000円</u>
			<u>省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による審査を行う場合</u>	<u>床面積の合計が300平方メートル以下のもの</u> <u>94,000円</u> <u>床面積の合計が300平方メートルを超えるもの</u> <u>120,000円</u>						
	その他の建築物		<u>適合証明を添付する場合</u>	<u>床面積の合計が300平方メートル以下のもの</u> <u>10,000円</u> <u>床面積の合計が300平方メートルを超えるもの</u> <u>17,000円</u>		その他の建築物	<u>適合証明を添付する場合</u>	<u>床面積の合計が300平方メートル以下のもの</u> <u>10,000円</u> <u>床面積の合計が300平方メートルを超えるもの</u> <u>17,000円</u>		
			<u>適合証</u>	<u>省令第10条第1号イ</u>	<u>床面積の合計が300平方メートル以下のもの</u>		<u>適合証明を添付しない場合</u>	<u>床面積の合計が300平方メートル以下のもの</u>		

現行					改正案						
物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定			める機関が交付した建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第2項において準用する同法第35条第1項第1号に掲げる基準に適合することを証する書面。以下この部において同じ。)を添付する場合	上にに関する法律第36条第2項において準用する同法第35条第2項の規定により申し出る場合は、建築基準法第6条第1項の規定に基づく建築物の建築等に関する確認の申請又は同法第18条第2項の規定に基づく建築物の建築等に関する計画の通知の手数料を左欄の額に加算する。 2 変更(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画(以下この項において「計画」という。)に係る建築物に関し同条第3項各号に掲げる事項を新たに記載す	物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定			める機関が交付した建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第2項において準用する同法第35条第1項第1号に掲げる基準に適合することを証する書面。以下この部において同じ。)を添付する場合	上にに関する法律第36条第2項において準用する同法第35条第2項の規定により申し出る場合は、建築基準法第6条第1項の規定に基づく建築物の建築等に関する確認の申請又は同法第18条第2項の規定に基づく建築物の建築等に関する計画の通知の手数料を左欄の額に加算する。 2 変更(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画(以下この項において「計画」という。)に係る建築物に関し同条第3項各号に掲げる事項を新たに記載す		
	共同住	住戸部分	適合証明を添付しない場合	19,000円		適合証明を添付する場合	申請戸数が1戸のもの	共同住	住戸部分	適合証明を添付しない場合	市長が定める基準による審査にあつては9,000円、その他の基準による審査にあつては19,000円

現行					改正案					
に 基 づ く 建 築 物 エ ネ ル ギ ー 消 費 性 能 向 上 計 画 変 更 に 係 る 認 定 の	宅 等		申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	6,000円	る場合又は削除する場合を除く。)に係る建築物が2以上ある場合における手数料の額は、申請に係るそれぞれの建築物の左欄に掲げる金額を合算した額とする。 3 計画に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項を新たに記載する場合における手数料の額は、同条第1項の規定に基づく認定の申請とみなして前項の規定を適用して算定する。			申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	6,000円	る場合又は削除する場合を除く。)に係る建築物が2以上ある場合における手数料の額は、申請に係るそれぞれの建築物の左欄に掲げる金額を合算した額とする。 3 計画に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項を新たに記載する場合における手数料の額は、同条第1項の規定に基づく認定の申請とみなして前項の規定を適用して算定する。
			申請戸数が6戸以上10戸以下のもの	10,000円				申請戸数が6戸以上10戸以下のもの	10,000円	
			申請戸数が11戸以上のもの	17,000円				申請戸数が11戸以上のもの	17,000円	
		適合証明を添付しない場合	申請戸数が1戸のもの	19,000円		適合証明を添付しない場合	申請戸数が1戸のもの	<u>市長が定める基準による審査にあつては9,000円、その他の基準による審査にあつては19,000円</u>		
			申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	38,000円			申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	<u>市長が定める基準による審査にあつては18,000円、その他の基準による審査にあつては38,000円</u>		

現行					改正案						
申請			申請戸数が6戸以上10戸以下のもの	55,000円	申請			申請戸数が6戸以上10戸以下のもの	申請戸数が6戸以上10戸以下のもの 市長が定める基準による審査にあつては27,000円、その他の基準による審査にあつては55,000円		
			申請戸数が11戸以上のもの	78,000円				申請戸数が11戸以上のもの	申請戸数が11戸以上のもの 市長が定める基準による審査にあつては40,000円、その他の基準による審査にあつては78,000円		
			共用部分	適合証明を添付する場合				6,000円	共用部分	適合証明を添付する場合	6,000円
				適合証明を添付しない場合				60,000円		適合証明を添付しない場合	60,000円
			非住宅部分	適合証明を添付する場合				床面積の合計が300平方メートル以下のもの	6,000円	非住宅部分	適合証明を添付する場合
床面積の合計が		床面積の合計が									

現行					改正案				
				300平方メートルを超えるもの 10,000円					300平方メートルを超えるもの 10,000円
		適合証明を添付しない場合	省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に規定する基準による審査を行う場合	床面積の合計が300平方メートル以下のもの 124,000円			適合証明を添付しない場合	床面積の合計が300平方メートル以下のもの <u>市長が定める基準による審査にあつては48,000円、その他の基準による審査にあつては124,000円</u>	
				床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 156,000円				床面積の合計が300平方メートルを超えるもの <u>市長が定める基準による審査にあつては61,000円、その他の基準による審査にあつては156,000円</u>	
			省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に規定する基準	床面積の合計が300平方メートル以下のもの 48,000円					
				床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 61,000円					

現行					改正案				
			による 審査を 行う場 合						
その他の 建築物	適合証明を 添付する場 合			床面積の合計が 300平方メートル 以下のもの 6,000円	その他の 建築物	適合証明を 添付する場 合		床面積の合計が 300平方メートル 以下のもの 6,000円	
				床面積の合計が 300平方メートル を超えるもの 10,000円				床面積の合計が 300平方メートル を超えるもの 10,000円	
	適合証明を 添付しな い場合	省令第 10条第 1号イ (1)及 びロ (1)に 規定す る基準 による 審査を 行う場 合	床面積の合計が 300平方メートル 以下のもの 124,000円	適合証明を 添付しない 場合	床面積の合計が 300平方メートル 以下のもの 市長が定める基準 による審査にあっ ては48,000円、そ の他の基準による 審査にあつては 124,000円				
				床面積の合計が 300平方メートル を超えるもの 156,000円				床面積の合計が 300平方メートル を超えるもの 市長が定める基準 による審査にあっ ては61,000円、そ の他の基準による	

現行					改正案					
			省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による審査を行う場合	<p>_____</p> <p>_____</p> <p>床面積の合計が300平方メートル以下のもの 48,000円</p> <p>床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 61,000円</p>						審査にあつては 156,000円
建築物のエネルギー消費性能の向	一戸建ての住宅	適合証明（市長が定める機関が交付した建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第41条第1項に規定する基準に適合することを証する書面。以下この部にお	5,000円		建築物のエネルギー消費性能の向	一戸建ての住宅	適合証明（市長が定める機関が交付した建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第41条第1項に規定する基準に適合することを証する書面。以下この部にお	5,000円		

現行				改正案			
上に関する法律第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消		い て 同 じ。) を 添 付 する 場 合			上 に 関 す る 法 律 第 41 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ く 建 築 物 エ ネ ル ギ ー 消	い て 同 じ。) を 添 付 する 場 合	
		適 合 証 明 を 添 付 し な い 場 合	省令第 1条第 1項第 2号イ (1)及 びロ (1)に 規定す る基準 による 審査を 行う場 合			37,000円	適 合 証 明 を 添 付 し な い 場 合
			省令第 1条第 1項第 2号イ (2)及				

現行					改正案				
費性能に係る認定の申請	共同住宅等	住戸部分	適合証明を添付する場合	び(3)並びにロ(2)及びび(3)に規定する基準による審査を行う場合	申請戸数が1戸のもの 5,000円	共同住宅等	住戸部分	適合証明を添付する場合	申請戸数が1戸のもの 5,000円
				申請戸数が2戸以上5戸以下のもの 10,000円	申請戸数が2戸以上5戸以下のもの 10,000円				
				申請戸数が6戸以上10戸以下のもの 17,000円	申請戸数が6戸以上10戸以下のもの 17,000円				
				申請戸数が11戸以上のもの 29,000円	申請戸数が11戸以上のもの 29,000円				
		適合証	省令第1条第1項第	申請戸数が1戸のもの 37,000円	適合証明を添付しない場合	申請戸数が1戸のもの 市長が定める基準			

現行				改正案			
		明を添付しない場合	2号イ(1)及びロ(1)に規定する基準による審査を行う場合				による審査にあつては18,000円、その他の基準による審査にあつては37,000円
			申請戸数が2戸以上5戸以下のもの 75,000円				申請戸数が2戸以上5戸以下のもの 市長が定める基準による審査にあつては35,000円、その他の基準による審査にあつては75,000円
			申請戸数が6戸以上10戸以下のもの 106,000円				申請戸数が6戸以上10戸以下のもの 市長が定める基準による審査にあつては51,000円、その他の基準による審査にあつては106,000円
			申請戸数が11戸以上のもの 150,000円				申請戸数が11戸以上のもの 市長が定める基準による審査にあつては75,000円、その他の基準による

現行				改正案			
			申請戸数が1戸のもの 18,000円				<u>審査にあつては</u> <u>150,000円</u>
			申請戸数が2戸以上5戸以下のもの 35,000円				
			申請戸数が6戸以上10戸以下のもの 51,000円				
			申請戸数が11戸以上のもの 75,000円				
			省令第1条第1項第2号イ及び(2)並びに並びにロ(2)及びび(3)に規定する基準による審査を行う場合				
共用部分	適合証明を添付する場合		10,000円	共用部分	適合証明を添付する場合		10,000円
	適合証明を添付しない場合		118,000円		適合証明を添付しない場合		118,000円
非住宅部分	適合証明を添付する場合	床面積の合計が300平方メートル以下のもの	10,000円	非住宅部分	適合証明を添付する場合	床面積の合計が300平方メートル以下のもの	10,000円
		床面積の合計が				床面積の合計が	

現行				改正案			
			300平方メートルを超えるもの 17,000円				300平方メートルを超えるもの 17,000円
	適合証明を添付しない場合	省令第1条第1項第1号イに規定する基準による審査を行う場合	床面積の合計が300平方メートル以下のもの 246,000円		適合証明を添付しない場合	省令第1条第1項第1号イに規定する基準による審査を行う場合	床面積の合計が300平方メートル以下のもの 246,000円
			床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 309,000円				床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 309,000円
		省令第1条第1項第1号ロに規定する基準による審査を行う場合	床面積の合計が300平方メートル以下のもの 94,000円			省令第1条第1項第1号ロに規定する基準による審査を行う場合	床面積の合計が300平方メートル以下のもの 94,000円
その他の建築物	適合証明を添付する場合		床面積の合計が300平方メートル以下のもの 10,000円		適合証明を添付する場合		床面積の合計が300平方メートル以下のもの 10,000円
			床面積の合計が300平方メートル				床面積の合計が300平方メートル

現行				改正案			
			を超えるもの 17,000円				を超えるもの 17,000円
適合証明を添付しない場合	省令第1条第1項第1号イに規定する基準による審査を行う場合	床面積の合計が300平方メートル以下のもの	246,000円	適合証明を添付しない場合	省令第1条第1項第1号イに規定する基準による審査を行う場合	床面積の合計が300平方メートル以下のもの	246,000円
		床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	309,000円			床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	309,000円
	省令第1条第1項第1号ロに規定する基準による審査を行う場合	床面積の合計が300平方メートル以下のもの	94,000円	省令第1条第1項第1号ロに規定する基準による審査を行う場合	床面積の合計が300平方メートル以下のもの	94,000円	床面積の合計が300平方メートルを超えるもの
略				略			

磐田市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
(建築物省エネ法等認定に係る手数料の改正)

1 概 要

2030 (令和 12) 年度温室効果ガス 46%削減 (対 2013 年度比) の実現に向け、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 (建築物省エネ法) 及び都市の低炭素化の促進に関する法律 (エコまち法) における省エネ建築物の認定基準が改正され、住宅においては計算によらず簡易に適合確認が可能となる「誘導仕様基準」が新設されました。

上記改正に伴い、認定申請手数料の改正を行います。

2 主な改正内容

項 目	手数料条例の改正内容					
対象用途	一戸建ての住宅、共同住宅等 (内、住宅部分)					
対象の 手数料	(1) 建築物省エネ法 性能向上計画認定申請手数料 (2) エコまち法 低炭素認定申請手数料					
評価方法	【① 現 行】			【② 新 設】		
	評価方法	区分	手数料	評価方法	区分	手数料
	省エネ 計算 (性能 基準)	1 戸	37,000 円	仕様確認 (誘導 仕様 基準)	1 戸	18,000 円
		2~5 戸	75,000 円		2~5 戸	35,000 円
		6~10 戸	106,000 円		6~10 戸	51,000 円
		11 戸~	150,000 円		11 戸~	75,000 円
改正後は、 ① ② どちらの評価方法も選択可						

3 スケジュール

- ・ 令和 4 年 11 月 7 日 改正建築物省エネ法等省令、告示 公布・施行
⇒ 住宅の「誘導仕様基準」新設
- ・ 令和 5 年 3 月 22 日 手数料条例の改正 議決、同日公布・施行